

令和 7 年度
海上工事施工管理技術者資格認定試験

受 験 案 内

一次試験 令和 7 年 8 月 30 日（土）
仙台、東京、名古屋、福岡、那覇
（受験申込み期間 令和 7 年 6 月 1 日（日）～ 6 月 30 日（月））

二次試験 令和 7 年 12 月上旬～中旬
東京、大阪、福岡

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

1. 海上工事施工管理技術者資格認定制度について

海上工事施工管理技術者認定制度は、海上工事の施工を統括しうる優れた技術者を認定することを目的として平成 20 年度に創設されました。

海上における工事では、波浪や潮流の影響を受け、目視できない水面下の施工が多いことなど、一般の土木施工技術だけではなく、海上工事特有の施工技術が必要です。

本制度が認定する「海上工事施工管理技術者」とは、海上における工事を正確、円滑かつ安全に施工するため、海上工事の特性を理解し、施工上の必要条件を総合的に検討する能力、施工段階での適宜の判断及び対外調整能力などの施工全般における高度な技術力と経験を有し、責任技術者として指導的役割を果たすことができる技術者をいいます。

本制度は、国土交通省地方整備局（8 整備局）、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の港湾工事等において、総合評価落札方式の入札時評価の加点対象として活用されており、海上工事の品質確保に寄与するとともに、海上工事に習熟した技術者の確保・育成、さらに施工技術の維持・向上・伝承が図られるものと期待されています。

2. 受験申込から資格認定まで

受験の申込みから資格認定までは、以下のようになっています。

令和7年6月1日(日)
～6月30日(月)

一次試験受験申込み (ホームページ上)

令和7年6月1日(日)
～7月10日(木)

受験料支払い (一次)

令和7年6月1日(日)
～7月10日(木)消印有効

注) 実務経歴証明書の郵送期限は7月10日
消印有効ですのでご注意ください。

実務経歴証明書等を作成しSCOPE宛郵送
(写真貼付・捺印後に郵送)

書類審査

令和7年7月下旬

受験票を送付

令和7年8月30日(土)

一次試験 (択一)

令和7年9月26日(金)

一次試験合格発表

令和7年9月26日(金)
～10月15日(水)

二次試験受験申込み (ホームページ上)

令和7年9月26日(金)
～10月21日(火)

受験料支払い (二次)

令和7年9月26日(金)
～10月21日(火)

経験論文提出 (ホームページ上より)

令和7年11月上旬

受験票を送付
(面接試験の日時が記載されたもの)

令和7年12月上旬～中旬

二次試験 (面接)

令和8年1月30日(金)(予定)

二次試験合格発表

令和8年1月30日(金)～

資格登録申請 (ホームページ上)

令和8年4月1日(水)

資格の発効

注) 一次試験後の日程は、変更することがあります。

3. 受験申込み受付期間

【 一次試験 】

令和 7 年 6 月 1 日（日）午前 10 時 ～ 6 月 30 日（月）午後 4 時

【 二次試験 】

令和 7 年 9 月 26 日（金）午前 10 時 ～ 10 月 15 日（水）午後 4 時 （予定）

4. 受験申込み手続き

受験申込みの手続きはインターネットを通じて行います。

申込みに必要な資料、受験料の支払い、受験にあたっての留意事項などの情報については、一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下、SCOPE）ホームページから「海上／空港関連の資格認定制度」にアクセスしてください。

(<https://www.scopenet.or.jp/main/index.php>)

主な手続きは次の通りとなります。

【 一次試験 】

- ① 一次試験の受験申請（受験者の登録・申請、実務経歴の入力、受験料の支払い、保有資格のコピー等）をしてください。
- ② 実務経歴証明書と出席確認票を印刷し、記入後、所属組織の証明印を受けて、SCOPE 審査・認定部まで郵送してください。
- ③ 実務経歴証明書の書類審査後、受験有資格者（9. 受験資格参照）には一次試験の受験票を送付します。（7 月下旬を予定）
- ④ 直近 3 年間の試験問題は、下記の HP に公表しています。

<https://www.scopenet.or.jp/main/gakkai/kakomon.html>

注）実務経歴証明書の記載にあたっては、「本手引きの 8. 試験の分類」の項目を参照してください。

【 二次試験 】

- ① 一次試験合格者は、二次試験の受験申請（申請、経験論文の提出、受験料の支払い等）をしてください。
- ② SCOPE から二次試験の受験票を送付します。（11 月上旬を予定）

5. 試験日及び合格発表

【一次試験】(択一式試験)

試験日：令和7年8月30日(土) 13:00～16:30

合格発表日：令和7年9月26日(金)

合否結果は、SCOPEのHPに掲載し、各受験者に合否のメールを配信する。

【二次試験】(経験論文、面接試験)

経験論文提出期限：令和7年10月21日(火)

面接試験日：令和7年12月上旬～中旬

(面接試験の日時は、後日、受験者に通知します)

合格発表日：令和8年1月30日(金)(予定)

注1) 一次試験合格者でやむを得ない事情により二次試験を受験できなかった方
または二次試験で合格しなかった方については、その翌年度に限り、同資格分
類の一次試験が免除されます。

注2) 一次試験後の日程については、変更することがあります。

6. 試験地

【一次試験】－5箇所

仙台会場：ハーネル仙台

(仙台市青葉区本町 2-12-7)

東京会場：航空会館

(東京都港区新橋 1-18-1)

名古屋会場：ウインクあいち

(名古屋市中村区名駅 4丁目 4-38)

福岡会場：福岡商工会議所

(福岡市博多区博多駅前 2-9-28)

那覇会場：沖縄産業支援センター

(那覇市字小禄 1831 番地 1)

注) 受験申込み時にいずれかの希望試験地を選択してください。

【二次試験】－3箇所

令和7年12月上旬～中旬

東京23区内、大阪市内、福岡市内

注) 受験申込み時にいずれかの希望試験地を選択してください。

試験会場は、受験票送付と合わせ、受験者に通知します。

※宿泊及び試験会場までの交通手段の手配は、受験者各自でお願いします。

7. 受験料

【 一次試験 】

11,000 円（消費税込み）

※平成 7 年 7 月 10 日（木）午後 4 時までにお支払いください。

【 二次試験 】

11,000 円（消費税込み）

※平成 7 年 10 月 21 日（火）午後 4 時までにお支払いください。

8. 試験の分類

海上工事施工管理技術者は、下記の 3 種の専門分野に分類して資格を認定しています。

したがって、それぞれの分野の試験（一次試験、二次試験）を受けていただくことになります。

- 海上工事施工管理技術者 I 類（浚渫）
- 海上工事施工管理技術者 II 類（コンクリート構造物）
- 海上工事施工管理技術者 III 類（鋼構造物）

実務経験として認められている工種の詳細を「9. 受験資格」で確認の上、申し込んでください。

なお、実務経験の表には、受験する専門分野だけでなく、多くの海上工事経歴を記載するようにしてください。（最大 9 工事）面接試験時に、海上工事全般に関する技術力の確認をします。

注 1) 受験者は、申請書の提出時点迄に、次の 3 つの条件を満たしていることが必要です。

① 受験者は、「公的な資格」を有していること。 受験要件 A (P6)

② 受験者は、「海上工事」に従事した期間を満たしていること。 受験要件 B (P6)

③ 受験者は、上記の「専門分野の海上工事」に従事した条件を満たしていること。

受験要件 C (P6)

注 2) 「海上工事」とは、表－1（P8）に示す「海上工事の対象工種」のいずれかを含む工事で、その大部分または主要な部分の作業を海上の作業船を使用して施工する工事のことです。

9. 受験資格

9-1 受験資格について

受験資格として、以下の A、B、C の要件をすべて満たしていることが必要です。

受験要件 A 下記のいずれかの資格を有していること。

- ① 技術士（総合技術監理部門－建設）または、技術士（建設部門）
- ② 一級土木施工管理技士

受験要件 B

「海上工事」の実務経験が 24 ヶ月以上あること

- ① 「海上工事」とは、表－1（P8）に示す「海上工事の対象工種」のいずれかを含む工事で、その大部分または主要な部分の作業を、海上において作業船を使用して実施するもののことです。
- ② 「実務経験」とは、海上工事の施工に直接的に関わる技術業務の経験のことです。
この実務経験には、公共工事の発注者の立場で監督あるいは検査業務に従事した場合を含みます。
- ③ 日本国内の公共工事のほか、民間及び外国での海上工事も対象とします。

受験要件 C

以下の C-1、または C-2 のいずれかの条件を満足していること

C-1 「受験する資格分類の海上工事」において、「技術管理業務の実務経験」が 12 ヶ月以上あること

C-2 「受験する資格分類の海上工事」において、「監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者としての実務経験」が 2 回以上あること

- ① 「受験する資格分類の海上工事」とは、当該資格分類ごとに表－2（P9）に示す「資格分類の工事の対象工種」の●が付いている工種を含む海上工事のことです。

例 1：「防波堤築造工事（Ⅱ類）」に床掘工事が含まれており、床掘工事を「Ⅰ類の浚渫」で申請する場合には、その施工数量に見合う期間を記入してください。

例 2：「鋼管矢板岸壁工事（Ⅲ類）」の上部工の施工を、「Ⅱ類のコンクリート構造物」で申請する場合には、その施工数量に見合う期間を記入してください。

例 3：地盤改良工事の実績は、Ⅱ類とⅢ類の区分を明確にするため、完成構造物等の断面図等の根拠となる資料を添付してください。

- ② **C-1** の「**技術管理業務の実務経験**」とは、「**受験する資格分類の海上工事**」において、施工計画の作成、施工管理、安全管理その他の技術上の管理業務の実務を全般にわたって行った経験をいい、監理技術者、主任技術者のみならず、現場代理人あるいは担当技術者であっても、技術管理業務を行っていた場合には、技術管理業務の実務経験として認められます。
- ③ **C-1** の「**技術管理業務の実務経験**」及び **C-2** の「**監理技術者、主任技術者としての実務経験**」には、公共工事の発注者側の総括監督員、主任監督員あるいは検査職員として行った技術管理業務を含みます。
- ④ 日本国内の公共工事のほか、民間及び外国での海上工事も対象とします。民間及び外国における海上工事の場合、技術者として責任ある立場で業務を行った実務経験は、受験資格として認めます。
- ⑤ 工事に従事した立場が**受験要件の C-1 または C-2** を満たしているかについては、**表－3（P11）** でチェックしてください。

注）実務経歴証明書の「主要船舶機械」及び「工事内容(主要工種の数量)」の欄は、実務経験の工事が海上工事であり、受験する資格分類の工事であることを示す項目ですので、漏れのないように記入してください。

なお、記入にあたっては本案内の「**9－2 受験資格の証明に関する留意事項**」及び「**9－3 受験資格及び資格分類の確認**」を参照してください。

※ 実務経歴証明書等は、間違いの無いようにしっかり書いてください。
相違がある場合は、不合格になることがあります。

表－１ 海上工事の対象工種（受験要件 B）

海上工事(大工種)		海上工事とする対象工種	主要作業船
浚渫工(航路・泊地)・土捨工		ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
		グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
		硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ浚渫船
		岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ浚渫船、砕岩船
		排砂管設備工	揚錨船、引船、台船
		土運船運搬工	土運船、引船、押船
		揚土土捨工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船
		その他浚渫工	高濃度浚渫船、バックホウ浚渫船、ドラグサクシオン浚渫船
海上地盤改良工		床掘工	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船
		排砂管設備工(海上施工)	揚錨船、引船、台船
		土運船運搬工	土運船、引船、押船
		揚土土捨工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船
		置換工	ガットバージ船、潜水士船
		圧密・排水工	サンドドレーン船、ガットバージ、ペーパードレーン船
		締固工	サンドコンパクション船、ガットバージ船
		固化工	深層混合処理船
基礎工		基礎盛砂工	土運船、ガット船
		洗掘防止工	クレーン付台船、潜水士船
		基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船、潜水士船、機械均し船
		基礎ブロック工(海上据付)	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
		水中コンクリート工	クレーン付台船、潜水士船
		水中不分離性コンクリート工	クレーン付台船、潜水士船
		その他(袋詰コンクリート工)	クレーン付台船、潜水士船
		ケーソン製作工(海上施工)	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船
本体工	ケーソン式	ケーソン進水据付工	フローティングドック、クレーン付台船、起重機船、ガット船
		中詰工	クレーン付台船、ガット船
		蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		蓋ブロック工(据付)	起重機船、クレーン付台船
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
		中詰工(海上施工)	ガット船
		蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		蓋ブロック工(据付)	起重機船、クレーン付台船
	場所打式	場所打コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、クレーン付台船
		水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船
		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船
		その他(プレバッドコンクリート工)	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船
	捨石・捨ブロック式	先掘防止工	クレーン付台船、潜水士船
		本体捨石工	ガット船、クレーン付台船、潜水士船
		捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
		場所打コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
	沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船
	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	控工	控工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式	鋼杭工、ジャケット等据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船
	その他	受杭打設工	杭打船、起重機船、クレーン付台船
被覆・根固工		被覆石工	ガット船、クレーン付台船
		被覆ブロック工	起重機船、クレーン付台船
		根固ブロック工	起重機船、クレーン付台船
		水中コンクリート工	クレーン付台船
		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
上部工		上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		上部ブロック工	起重機船、クレーン付台船
消波工		消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
		洗掘防止工	クレーン付台船、潜水士船
裏込・裏埋工		裏込工(海上施工)	ガット船、クレーン付台船
		裏埋工(海上施工)	ガット船、クレーン付台船、潜水士船
埋立工		埋立工	ポンプ浚渫船、ガット船、グラブ浚渫船、土運船
		排砂管設備工	揚錨船、引船、台船
		土運船運搬工	土運船、引船、押船
		揚土埋立工(固化工含む)	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船
		防食工	潜水士船、クレーン台船
構造物撤去工(取壊し含む)		基礎(石材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ浚渫船
		本体(コンクリート、鋼材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
仮設工		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船
		仮設鋼矢板工	起重機船、クレーン船
		仮設鋼管杭・鋼管矢板工	杭打船、起重機船
橋梁下部工	基礎工(海上施工)	ケーソン工(海上据付)	クレーン付台船、引船(据付)
		鋼矢板セル工、鋼板セル工	起重機船、クレーン付台船
		鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
	橋台・橋脚(海上施工)	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船
橋梁上部工		上部架設工	起重機船
浮体工		浮防波堤設置工、浮桟橋設置工	クレーン付台船、揚錨船
魚礁工		魚礁設置工	起重機船、クレーン付台船
洋上風力発電設備設置工		洋上風力発電設備設置工	SEP船、起重機船、杭打船、ケーブル布設船

表－２ 受験する資格分類の海上工事・対象工種（受験要件 C）

（注 ●印の付いている工種のみが、受験要件 C の対象）

資格分類	海上工事(大工種)		海上工事の対象工種	主要作業船
Ⅰ 類 （ 浚 渫 ）	浚渫工（航路・泊地）・土捨工		● ボンプ浚渫工	ボンプ浚渫船
			● グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
			● 硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ浚渫船
			● 岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ浚渫船、砕岩船
			排砂管設備工	揚錨船、引船、台船
			土運船運搬工	土運船、引船、押船
			揚土土捨工	バーザンローダ船、空気圧送船、リクレマ船
			● 床掘工（3,000m3以上）	グラブ浚渫船、ボンプ浚渫船
			● その他浚渫工	高濃度浚渫船、バックホウ浚渫船、ドラグサクショ浚渫船
	埋立工		埋立工	ボンプ浚渫船、ガット船、グラブ浚渫船、土運船
			排砂管設備工	揚錨船、引船、台船
			土運船運搬工	土運船、引船、押船
			揚土埋立工（固化工含む）	バーザンローダ船、空気圧送船、リクレマ船
	構造物撤去工（取壊し含む）		基礎（石材等）撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ浚渫船
			本体（コンクリート、鋼材等）撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船
			ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
			上部撤去工（コンクリート、鋼構造）	起重機船、クレーン付台船
			● 海上撤去（航路・泊地の浚渫作業に伴う）	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
Ⅱ 類 （ コン クリ ート 構 造 物 ）	海上地盤改良工		● 床掘工（3,000m3以上）	グラブ浚渫船、ボンプ浚渫船
			排砂管設備工（海上施工）	揚錨船、引船、台船
			土運船運搬工	土運船、引船、押船
			揚土土捨工	バーザンローダ船、空気圧送船、リクレマ船
			置換工	ガットバージ船、潜水士船
			● 圧密・排水工	サンドドレーン船、ガットバージ、ペーバードレーン船
			● 締固工	サンドコンパクション船、ガットバージ船
			● 固化工	深層混合処理船
	基礎工		基礎盛砂工	土運船、ガット船
			洗掘防止工	クレーン付台船、潜水士船
			● 基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船、潜水士船
			● 基礎ブロック工（海上据付）	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
			水中コンクリート工	クレーン付台船、潜水士船
			水中不分離性コンクリート工	クレーン付台船、潜水士船
	本体工	ケーソン式	● ケーソン製作工（海上施工）	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船
			● ケーソン進水据付工	フローティングドック、クレーン付台船、起重機船、ガット船
			中詰工	クレーン付台船、ガット船
			蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		ブロック式	蓋ブロック工（据付）	起重機船、クレーン付台船
			● 本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
			中詰工（海上施工）	ガット船
			蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
			蓋ブロック工（据付）	起重機船、クレーン付台船
		場所打式	● 場所打コンクリート工（海上施工）	ミキサー船、クレーン付台船
			● 水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船
			● 水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船
			● その他（プレバッドコンクリート工）	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船
		捨石・捨ブロック式	先掘防止工	クレーン付台船、潜水士船
			● 本体捨石工	ガット船、クレーン付台船、潜水士船
			● 捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
			場所打コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		沈埋トンネル	● 沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船
	被覆・根固工		● 被覆石工	ガット船、クレーン付台船
			● 被覆ブロック工	起重機船、クレーン付台船
			● 根固ブロック工	起重機船、クレーン付台船
			水中コンクリート工	クレーン付台船
	上部工		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
			● 上部コンクリート工（海上施工）	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
	消波工		上部ブロック工	起重機船、クレーン付台船
			● 消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
	裏込・裏埋工		洗掘防止工	クレーン付台船、潜水士船
			裏込工（海上施工）	ガット船、クレーン付台船
	構造物撤去工（取壊し含む）		裏埋工（海上施工）	ガット船、クレーン付台船、潜水士船
			● 基礎（石材等）撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船
			● 本体（コンクリート等）撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船
			● ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
			● 上部撤去工（コンクリート構造）	起重機船、クレーン付台船
	橋梁下部工	基礎工（海上施工）	海上撤去（航路・泊地のための）	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
			● ケーソン工（海上据付）	クレーン付台船、引船（据付）
			鋼矢板セル工、鋼板セル工	起重機船、クレーン付台船
			鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
			鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
	橋梁上部工	橋台・橋脚（海上施工）	● 橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船
			● 上部架設工（PC構造）	起重機船
	魚礁工		魚礁設置工（コンクリート構造）	起重機船、クレーン付台船

資格分類	海上工事(大工種)		海上工事の対象工種	主要作業船	
Ⅲ 類 (鋼 構 造 物)	海上地盤改良工		● 床掘工(3,000m3以上)	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船	
			排砂管設備工(海上施工)	揚錨船、引船、台船	
			土運船運搬工	土運船、引船、押船	
			揚土土捨て工	バーミアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船	
			置換工	ガットバーミ船、潜水土船	
			● 圧密・排水工	サンドドレーン船、ガットバーミ、ペーパードレーン船	
			● 締固工	サンドコンパクション船、ガットバーミ船	
			● 固化工	深層混合処理船	
	本体工	鋼矢板式	● 鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船	
			控工	杭打船、クレーン付台船	
		鋼杭式	● 鋼杭工	杭打船、クレーン付台船	
		鋼製セル式	● 鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船	
	ジャケット式	● 鋼杭工、ジャケット等据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船		
		その他	受杭打設工	杭打船、起重機船、クレーン付台船	
	構造物撤去工(取壊し含む)		基礎(石材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ浚渫船	
			● 本体(鋼材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船	
			ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
			● 上部撤去工(鋼構造)	起重機船、クレーン付台船	
			海上撤去(航路・泊地のための)	起重機船、クレーン付台船、潜水土船	
	仮設工			仮設鋼矢板工	起重機船、クレーン船
				仮設鋼管杭・鋼管矢板工	杭打船、起重機船
	橋梁 下部工	基礎工(海上施工)	ケーソン工(海上据付)	クレーン付台船、引船(据付)	
			● 鋼矢板セル工、鋼板セル工	起重機船、クレーン付台船	
● 鋼管矢板基礎工			杭打船、クレーン付台船		
橋台・橋脚(海上施工)		● 鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船		
	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサ船			
橋梁上部工		● 上部架設工(鋼構造)	起重機船		
浮体工		● 浮防波堤設置工・浮桟橋設置工(鋼杭工)	クレーン付台船、揚錨船		
魚礁工		魚礁設置工(鋼構造)	起重機船、クレーン付台船		
洋上風力発電設備設置工		● 洋上風力発電設備設置工	SEP船、起重機船、杭打船、ケーブル布設船		

※地盤改良工事の実績は、Ⅱ類とⅢ類の区分を明確にするため、完成構造物等の断面図等の根拠となる資料を添付してください。

表－3 工事に従事した立場と受験要件 C との関係

所属	従事した立場(選択)	受験要件C	
		C-1	C-2
受注者側	監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者	○	○
	現場代理人	○	×
	担当技術者	○	×
	責任技術者(民間及び外国の海上工事の場合)	○	○
発注者側	総括又は主任監督員、検査職員	○	○
	その他の監督職員、(監督職員や検査職員の)補助技術者	×	×
実務経験(どちらかを満足することが必要)		12ヶ月以上	2回以上

民間及び外国の海上工事において、当該工事全般を統括する立場であった場合、経歴入力時は監理技術者として登録してください。

9－2 受験資格の証明に関する留意事項

受験要件 Aについては、保有資格の合格証明書（1級土木施工管理技士）または登録証（技術士）のコピーを、提出してください。

受験要件 B 及び**受験要件 C**については、実務経歴証明書により受験資格を証明することが必要となります。

（1）実務経歴の記載事項

従事した海上工事ごとに「勤務先」「勤務先所在地」「工事名称」「従事期間」「工事内容（主要な工種、概算数量等）」

「主な作業船（規格）」「従事した立場」などを実務経歴として記載してください。

（2）実務経歴として有効な工事

①施工中の工事

令和7年6月1日現在で未竣工の工事は経歴として認められません。

ただし、施工中であっても指定部分完成検査に合格した工事については、当該指定部分の工事の実務経歴は有効です。その場合には、工事名欄に（指定部分完成）と記載し、その工期を記載してください。

②河川、湖沼での工事

河川や湖沼などの水域で施工する工事は、原則、海上工事には該当しません。

ただし、河川や湖沼の水域でも、港湾区域や漁港区域に指定されている水域で施工する工事、また、河口部及び海に接続した湖沼で海上と同程度の波浪の影響を受ける水域における工事は、海上工事の実務経歴と認められます。

河川や湖沼などの工事を海上工事の経歴とする場合は、上記を証明する資料を添付して提出してください。

③作業船を使用する作業が、工事全体の主要な作業と考えられない工事

工事全体の主たる工種（工法）を、作業船を使用しないで施工する場合は、海上工事の実務経歴として認められません。

事例：・ケーソンやブロック製作工事を、陸上だけで作業する場合には、海上工事の実務経験としては認められません。

・ケーソンやブロック製作後、起重機船やクレーン付台船を使用した仮置・据付作業等がある場合、海上工事の実務経験として認められます。

(3) その他

実務経歴について、SCOPE から申請者に内容の確認をさせていただく場合があります。また、受験申込みにあたり、受験者の所有資格、実務経験などに虚偽の記載があった場合には、受験資格の停止など、ペナルティが課されます。

9-3 受験資格及び資格分類の確認

「実務経歴証明書」は、「受験要件 B」（海上工事に従事した月数）及び「受験要件 C」（資格分類の工事に従事した月数、又は監理技術者・主任技術者の回数）を満たしていなければなりません。

したがって、実務経歴に記載する工事が

・海上工事であること、

・申請する資格分類（Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類）の選択が適切であること

を確認の上、記入してください。

一次試験に合格しても、二次試験（面接試験）で「実務経歴証明書」の記載ミスにより受験要件を満たしていないことが判明した場合は、不合格となります。

その場合は、翌年の一次試験免除にはなりません。

「実務経歴証明書」記載事項の確認には、下記も参考にしてください。

(1) 補足説明 (Q&A)

受験資格については、受験案内の巻末「14. 補足説明 (Q&A)」の「受験資格」にも記載していますので、そちらもご確認ください。

(2) その他実務経歴証明書の記載等にあたって不明な点あるいは疑問点がある場合は、下記までご連絡ください。

一般財団法人 港湾空港総合技術センター 審査・認定部

TEL : 03-3503-2939 FAX : 03-3503-1022

※受験のページからも問い合わせできます。

<https://sikaku.scopenet.or.jp/guide.html> → 事務局への問い合わせ

海上工事施工管理技術者認定試験 実務経歴証明書

受験番号 S25140001 一次試験受験地 福岡
受験する分類 I 類：浚渫 二次試験受験地 東京

受験申請者 氏名 海上太郎 カイジウタロウ 生年月日 昭和50年9月16日 49才

写真 たて3.0cm×よこ2.4cm 受験者本人

勤務先名 みなと建設株式会社 東京都千代田区霞が関△△△△ 所属会社(本社・支店)の公印
役職名 代表取締役社長 TEL
氏名 みなと一郎 公印

海上工事の経歴 (直近の工事から記述)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	受験資格分類の実務経験月数			資格分類 I, II, III	主要船舶・機械 (規格)			工事内容 (主要工種とその内容)	従事した立場	資格経験			
									年	月	日		年	月	日				年	月	日
みなと建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	みなと建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	みなと建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	〇〇建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	〇〇建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	〇〇建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	〇〇建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	〇〇建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	〇〇建設(株) 〇〇支店 〇〇作業所	25	4	25	6	3	25	4	25	6	3	バックホウ浚渫3,000m³	主任技術者	〇
〇〇運河浚渫工事	〇〇港浚渫工事	那覇港(〇〇〇〇〇〇地区)△△防波堤築造工事	〇〇港(〇〇〇〇〇〇地区)△△ケーソン製作掘削工事	〇〇港△△地区護岸築造工事	〇〇港△△地区護岸築造工事	〇〇港△△地区護岸築造工事	〇〇港△△地区護岸築造工事	〇〇港△△地区護岸築造工事	23	6	24	10	17	23	6	24	10	17	グラブ浚渫30,000m³	監理技術者	〇
〇〇地方整備局	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	20	7	21	3	9	20	9	20	10	2	グラブ浚渫船 船12m3	主任技術者	〇
〇〇地方整備局	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	18	4	19	3	24	18	9	18	12	3	グラブ浚渫 床掘7,000m3	主任技術者	〇
〇〇地方整備局	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	〇〇総合事務所	17	6	18	3	10	17	6	18	3	10	引船3000PS 基礎工(港石・投入均し2,000m3) ケーソン掘削4,000t、2面、主翼船舶ガット船、引船2000ps 3隻	監理技術者	

※令和7年6月1日現在で「未竣工」工事は、経歴として認められません。

経歴は新しいものが上になるように、またできるだけ多く記載

市区町村まで 全角12字以内

全角50字以内

全角25字以内

【選択式】(受験要件を参照)
1) 監理技術者
2) 主任技術者
3) 現場代理人
4) 担当技術者
5) 総括又は主任監督職員(発注側)
6) その他の監督職員(発注側)
7) 検査職員(発注側)
8) 補助技術者(発注側)

【選択式】(受験要件を参照)
1) 監理技術者
2) 主任技術者
3) 現場代理人
4) 担当技術者
5) 総括又は主任監督職員(発注側)
6) その他の監督職員(発注側)
7) 検査職員(発注側)
8) 補助技術者(発注側)

主要工種と数量、海上工事として
の概要がわかるものを記載
(改行しない)
全角120字以内
数量よりも月数が長い場合は、
数量より月数を記入する。

1) I 類：浚渫
2) II 類：コンクリート構造物
3) III 類：鋼構造物
4) その他の海上工事(受験案内
の表1の対象工種であるが、表2
の対象工種とならない工事)
より選択
数量に見合う月数を入力

海上工事の月数 63ヶ月 (12ヶ月以上必要)
受験資格分類の実務経験 25ヶ月 (12ヶ月以上必要)

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存なきことを誓約します。

氏名 (署名) 自印

凡例 : Web上で入力した施工経歴がこの書式となります。 : 所属会社の公印による証明と誓約欄の署名捺印が必要です。

- 13 -

10. 資格試験の実施要領

10-1 試験区分、出題分野、試験方法等

一次試験、二次試験の出題分野、試験方法、解答数等は表-4（P14）の通りです。

表-4 出題分野、試験方法、出題数等

試験区分	出題分野	試験方法	解答数等	備考
一次試験	共通分野 (海上工事の施工全般に関する知識)	選択式	30 問	
	専門分野 (受験する資格分類の海上工事の施工に関する専門知識)	選択式	20 問	問題数 25 問のうち 20 問を選択
	合 計		50 問	
二次試験	施工経験(工事内容、技術管理の課題と解決策等)	経験論文	1,600~3,000 字 (800~1,500 字×2)	二次試験申込み時に提出
	施工経歴、施工技術力、技術者倫理等	面接	20~30 分程度	

注 1) 一次試験の共通、専門ともに 1 問に対する配点は同じです。

注 2) 二次試験の経験論文は、受験申込時の実務経歴証明書に記載の工事の中から、「受験する資格分類の海上工事」についての経験論文とします。

10-2 試験問題の分野、項目

一次試験に出題される分野ごとの主な項目・内容は、表-5（P15）の通りです。

二次試験のうち、経験論文に記載する内容は、表-6（P16）の通りです。

10-3 合格基準

一次試験及び二次試験の合格基準については、SCOPE が定める「海上工事施工管理技術者資格認定制度に関する規程」の第 10 条（下記参照）に基づいています。

第 10 条 資格認定試験の合格基準については、一次、二次試験ともに、100 点満点換算で 60 点を標準とし、問題の難易度等を勘案して認定機関が定めるものとする。
 なお、合格基準を定めるにあたっては、認定機関は海上工事施工管理技術者資格認定制度運営委員会の意見を聞かなければならない。

表－5 一次試験に出題される項目と主な内容

共通分野：海上工事の施工全般に関する知識

項 目	主 な 内 容	出題数
一 般	港湾概論、気象海象、測量調査、積算、契約関係（入札・契約制度、契約図書等）、基本的設計知識、維持管理、技術者倫理 等	30問
法 規	建設業法、労働安全衛生法（安衛法）、港湾法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）、海上交通安全法等海上工事に関連する法規（海交法）	
施工管理	施工管理（施工計画、工程管理、品質管理、安全管理、船舶・機械等）、材料、施工技術、関係調整 等	

専門分野：受験する資格分類の海上工事の施工に関する専門知識

項 目	主 な 内 容	出題数
I 類 （浚渫）	浚渫一般（浚渫工法、積算、施工管理、基本的設計知識等）、関係法令、測量調査、浚渫工（ポンプ浚渫、グラブ浚渫、砕岩浚渫、その他の浚渫）、土運船運搬工、埋立・揚土工、関連施工技術 等	20問解答 （25問出題）
II 類 （コンクリート 構造物）	構造物一般（構造形式、積算、施工管理、基本的設計知識等）、材料（石材、コンクリート等）、基礎工、被覆・根固・消波工、本体工（ケーソン式、ブロック式、場所打式）、上部工、裏込・裏埋工、付属工、地盤改良工、沈埋トンネル、関連施工技術 等	20問解答 （25問出題）
III 類 （鋼構造物）	構造物一般（構造形式、積算、施工管理、基本的設計知識等）、材料（鋼材、防食材等）、本体工（鋼矢板式、鋼杭式、その他の構造型式）、上部工、控え工、溶接・切断工、防食工、付属工、地盤改良工、関連施工技術 等	20問解答 （25問出題）

【主な参考図書】

- ①「港湾工事共通仕様書」 国土交通省港湾局
令和7年3月
- ②「港湾土木請負工事積算基準」 国土交通省港湾局監修
公益社団法人 日本港湾協会発行 令和7年4月
- ③「港湾の施設の技術上の基準・同解説」 国土交通省港湾局監修
公益社団法人 日本港湾協会発行 平成30年5月
- ④ 港湾工事施工ハンドブック（日本語版）
一般財団法人 港湾空港総合技術センター発行 令和4年4月
- ⑤ 土木技術者の倫理規定
公益社団法人 土木学会制定 平成26年5月

表－6 二次試験の経験論文に記載する内容

○受験者一般事項

氏 名 受験の資格分類 受験番号

○論文の記載内容について

「受験する資格分類の海上工事」を1件選び、以下に示す内容を記載してください。

- ①工事件名
- ②発注者名
- ③工 期
- ④工事概要（300字程度で工事概要、主要工種・数量、主な使用船舶機械 等）
- ⑤当該工事に携わったときの肩書き、立場及び役割
- ⑥当該工事の実施において、あなたが取り組んだ技術上の課題*を3件以上箇条書きで列記してください。また、各課題の主要ポイントについて、次のキーワードから一つ選択して記載してください。
《キーワード》
施工計画、施工方法、工程管理、品質管理、安全管理、環境管理、原価管理、新技術・新工法、イメージアップ、情報化施工、維持管理、その他（具体的に記載）
- ⑦⑥で記載した技術上の課題から2項目を選択し、それぞれの課題に対する「解決方策」、「結果」及び実施後の「評価」を記述（工事内容、施工内容等を示す図表等を添付）してください。1課題につき、800～1500字

※技術上の課題には、**海上工事特有**（波浪や潮流の影響を受ける施工、目視できない水面下の施工、一般航行船舶への対応等）**の施工技術の施工実績に関する課題**を取り上げてください。

※技術上の課題については、表－2（P9）の「海上工事の対象工種」（●印以外でも良い）を記述することができます。

1 1. 資格の登録

二次試験に合格し資格「登録」をすると、「海上工事施工管理技術者登録証・資格者証」が発行され（登録料 11,000 円(税込み)）、「**海上工事施工管理技術者**」の名称を用いることができます。

資格登録者の氏名、登録番号、合格年度及び資格分類は、海上工事施工管理技術者認定制度ホームページの「海上工事施工管理技術者名簿」にて公開します。（公開同意者のみ）

なお、二次試験合格者が登録可能な期間は、試験合格年度の翌年度末までです。

また、2 月初旬までに登録を済ませると、3 月末には登録証・資格者証が発行されます。

1 2. 資格登録者の継続学習と登録更新

（1）資格登録の有効期間は令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間となります。

（2）資格登録者には、海上工事の施工実務に関する施工報告書の提出など、技術力の維持・向上のための継続学習を義務づけています。

（3）資格登録の有効期間終了時には資格登録の更新が必要です。登録更新には、一定の継続学習が必要となりますので、更新条件、継続学習の詳細については海上工事施工管理技術者認定制度ホームページをご覧ください。

1 3. 個人情報の保護

本資格のために提出した書類等の個人情報は、SCOPE 制定の「個人情報保護に関する基本方針」に基づいて適切に管理し、本人の同意を得ずに本資格制度の目的以外には使用しません。

1 4. 補足説明 (Q&A)

受験に関する補足説明となっておりますので、必ず目を通し内容を確認してください。

1 4 - 1 試験制度について

Q-1.1 I 類、II 類、III 類は同時に受験できますか？

A ・ 1 分類しか受験できません。

Q-1.2 実務経歴証明書の証明印は支店長印でもよろしいですか？

A ・ 公印であれば、支店長印でも問題ありません。

Q-1.3 受験用のテキストはありますか？

A ・ 参考書については受験案内の P15 をご覧ください。

1 4 - 2 受験資格 (受験要件)

1) 技術者

Q-2.1 受験要件 C の「技術管理業務の実務経験」を詳しく教えてください。

A ・ 受験する資格分類の海上工事において、施工計画の作成、施工管理、安全管理及びその他の技術上の管理業務の実務を全般にわたって行った経験をいいます。
・ 監理技術者あるいは主任技術者の他、現場代理人あるいは担当技術者でも、全般にわたって技術管理業務を行っていた場合には、技術管理業務の実務経験として認められます。
・ 公共工事の発注者の立場で監督あるいは検査業務に従事した場合を含みます。

2) 工事契約状況等

Q-2.2 下請工事は経歴として認められますか？

A ・ 工事の経歴として認められます。

3) 海上工事の要件

Q-2.3 沈埋函、鋼製ジャケット、浮桟橋の製作・運搬工事は海上工事の対象となりますか？

A ・ 海上工事の対象となりません。

Q-2.4 橋梁上部工（鋼製、PC）、桟橋上部工（プレキャスト部材）の製作・運搬・架設工事は海上工事の対象となりますか？

A ・ 陸上で製作する工事は海上工事の対象となりませんが、製作した上部（桁や床板等）を横持ちし、海上運搬・海上での架設に作業船（台船、起重機船等）を使用して工事施工をした場合には、海上工事です。

Q-2.5 二重締切や仮設鋼矢板などの仮設構造物工事は海上工事の対象となりますか？

A ・海上で作業船を使用して行う仮設工事は、海上工事の対象となります。
ただし、**仮設工事のみの施工経歴は、どの資格分類にも該当しません。**

Q-2.6 護岸・岸壁の付属工のみ、あるいは係留ブイや航路ブイ等の設置のみの工事は対象となりますか？

A ・海上工事としては認められますが、受験する資格3分類の対象としては認められません。

Q-2.7 海上における土取・土砂投入、浅場・干潟造成、埋立のみの施工は対象となりますか？

A ・海上工事としては認められますが、受験する資格3分類の対象としては認められません。

4) 受験する資格の要件

Q-2.8 地盤改良工事（床掘・置換工を含む）は、どの資格分類の実務経歴として認められますか？

A ・**地盤改良だけの工事の場合は、その工事の最終目的の構造物に応じて、Ⅱ類あるいはⅢ類の実務経歴となります。**
・**床掘工は、Ⅰ類（浚渫）の対象工事として認められますが、相当規模（3,000m³以上）の施工量**が必要となります。
・海上工事であって、主たる工種ではⅡ類またはⅢ類に分類される工事に含まれる床掘工をⅠ類（浚渫）で申請する場合は、「受験資格分類の実務経験期間」を施工量に見合った期間の申請にしなければなりません。

***実務経歴証明書の記載例（P13）を参照してください。**

Q-2.9 海上における構造物撤去工事はどの分類として申請できますか？

A ・海上における構造物撤去工事の実務経歴は、撤去構造物の主たる構造形式からⅡ類あるいはⅢ類として申請が可能です。また、航路・泊地等の深度確保のための場合はⅠ類の申請が可能です。

Q-2.10 海上での橋脚基礎工事や橋脚工事はどの分類になりますか？

A ・作業船を使用した橋脚基礎工事（本体工）で鋼管矢板井筒や鋼管杭基礎等であればⅢ類（鋼構造物）、ケーソン基礎やコンクリート製橋脚であればⅡ類（コンクリート構造物）での受験が可能です。

Q-2.11 水門等の海上工事はどの分類になりますか？

A ・Q-2.10と同じ考え方になります。

Q-2.12 ハイブリッドケーソンの据付工事はどの資格分類になりますか？

A ・ハイブリッドケーソンの据付工事はⅡ類となります。

Q-2.13 栈橋、ケーソン等の上部工工事はどの資格分類になりますか？

A ・作業船を使用した施工に限り、Ⅱ類の実務経歴となります。

Q-2.14 Ⅲ類（鋼構造物）の工事の中で、Ⅱ類（コンクリート構造物）を受験する場合のコンクリートの最低打設量はいくらか？

A ・作業船を使用し、かつ200m³以上を施工した場合に限り、Ⅱ類の実務経歴となります。

1 4 - 3 実務経歴記載に関する事項

Q-3.1 海上工事に従事した期間の考え方を教えてください。

A ・実務経歴証明書には、工事名称の記載欄はありますが、その工期を記入する欄がありません。したがって、実務経験月数欄には、当該工事に従事した実際の期間を記入してください。工期を通じて当該工事に従事した場合は、契約工期を月で記入してください。

Q-3.2 実務経歴証明書には、「海上工事の実務経験期間」と「受験資格分類の実務経験期間」の欄がありますが、その違いを教えてください。

A ・「海上工事の実務経験期間」は、工事名称に記載した海上工事（要件 B）に従事した期間です。また、「受験資格分類の実務経験期間」は、受験者が申請する資格分類（Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類）の海上工事における技術管理業務の実務期間です。

- ・「海上工事の実務経験期間」は、要件 B ですので 24 ヶ月以上の実務経験期間が必要です。
- ・「受験資格分類の実務経験期間」は、要件 C ですので 12 ヶ月以上、又は監理技術者か主任技術者の経験が 2 回以上の要件を満たすことが必要です。
- ・「受験資格分類の実務経験期間」は「海上工事の実務経験期間」に含まれます。

Q-3.3 工事期間の途中で、転入や転出した場合の経歴の期間の考え方はどうなりますか？

A ・実際に従事した期間を記入してください。

従事期間は、月単位（当該工事に従事した日及び転出した日を含む月を 1 月とします）で記入してください。

Q-3.4 同一期間で複数の資格分類を登録できますか？

A ・できません。実務経歴証明書には、主務として従事した工事の資格分類（重複不可）で登録をすることになります。

Q-3.5 所属組織（会社など）が変わった場合の経歴はどのように証明すればいいですか？

A ・旧所属組織での経歴も含めて、現在の所属組織で証明してもらってください。

1 4 - 4 受験の受付方法

Q-4.1 個人でメールアドレスをもっていない人はどうすればいいですか？

A ・受験者 1 人につき 1 つのメールアドレスが必要です。各自メールアドレスを作ってから申し込んでください。その後の手続きはそのメールを通じて行います。

Q-4.2 メールが届かないことがあります。なぜでしょうか？

A ・よくあるケースとして、下記の 2 つが考えられます。

①登録のメールアドレスが違っている場合

ホームページ画面（受験のページ）の「連絡先変更」に、既に登録したメールアドレスでログインし、改めてメールアドレスを登録し直してください。

②迷惑メールとして処理されている場合

届いたメールが迷惑メール用のフォルダに入っていないかご確認ください。

（事務局からのメールは自動送信のため、パソコンのシステムにより迷惑メールと認識することがあります。）

Q-4.3 複数の資格を取得する場合、メールアドレスはどうすればいいですか？

A ・既に登録済みのメールアドレスを使用してください。

Q-4.4 登録した会社名、自宅住所、送付先、メールアドレス等を変更したい場合、どうすればいいですか？

A ・ホームページ画面（受験のページ）の「連絡先変更」にログインし、変更してください。

Q-4.5 実務経歴の内容を変更したい場合、どうすればいいですか？

A ・一次試験の申し込みを完了するとメールが届き、記載されている「申請内容変更 URL」から経歴の変更画面を呼び出すことができます。

Q-4.6 実務経歴の入力がうまくいかない場合、どうすればいいですか？

A ・入力に誤りが考えられます。（必須項目が未記入、半角が全角になっている、入力文字数の制限オーバーの場合など）

確認ボタンを押した後に、誤りがある部分に赤字で注意のメッセージが出ますので、赤字のメッセージがなくなるまで再入力してください。すべて正しく入力されると次へ進むことのできるボタンが一番下に現れます。なお、工事概要の入力では、120 文字を超えていることにより次に進めなくなる場合があります。

1 4－5 試験の出題内容について

Q-5.1 一次試験の出題内容と問題数はどのようなものですか？

- A
- ・一次試験の内容については表－5（P15）に示すとおりです。
参考までに、過去 5 年間の出題内容と問題数は表－7（P23）のようになっています。
 - ・直近 3 年間の試験問題は、下記の HP に公表しています。
<https://www.scopenet.or.jp/main/gakkai/kakomon.html>

Q-5.2 二次試験（経験論文）の出題内容はどのようなものですか？

- A
- ・二次試験（経験論文）の出題内容は、表－6（P16）に示すとおりです。

1 4－6 登録更新について

Q-6.1 資格登録後の継続学習とはどんなものですか？

A ・海上工事の施工実績、施工報告書の提出、技術講習会への参加など、海上工事に
関する技術の研鑽を継続学習と位置づけています。海上工事施工管理技術者は、
海上工事施工管理技術者認定制度ホームページの「資格登録者のページ」にログ
インできるようになります。詳細についてはそちらをご覧ください。

Q-6.2 継続学習のポイントはどうやって取得するのですか？

A ・海上工事の施工実績の登録、施工報告書の提出、講習会への参加等でポイントを取
得できます。
なお、継続学習の実績ポイントは、施工実績へ付与するポイント数が大きいので
従事した海上工事終了後には必ず登録するようにしてください。

Q-6.3 資格登録後、海上工事の施工実績がないと更新できないのですか？

A ・継続学習では、海上工事の施工実績を重視していますが、施工実績がない場合でも
講習会への参加や施工技術の報告などにより更新は可能です。

Q-6.4 登録更新の時期と要件を教えてください。

A ・令和 7 年度試験での資格取得者の有効期限は令和 13 年 3 月 31 日です。
更新には所定の継続学習ポイントの取得が必要となります。

海上工事施工管理技術者資格認定試験に関する書類提出先、問合せ先

一般財団法人 港湾空港総合技術センター
審査・認定部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-1 尚友会館 3 階

TEL : 03-3503-2939 FAX : 03-3503-1022

E-Mail : scope-sikaku@scopenet.or.jp